

## 山田町社協指定訪問入浴介護事業所 「指定介護予防訪問入浴介護」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人山田町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岩手県下閉伊郡山田町山田第15地割82番地2
- (3) 電話番号 0193-82-3841
- (4) 代表者氏名 会長 箱石 紅子
- (5) 設立年月 昭和41年8月4日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防訪問入浴介護事業所  
平成18年4月1日指定 岩手県0373000199号
- (2) 事業の目的 訪問入浴介護
- (3) 事業所の名称 山田町社協指定訪問入浴介護事業所  
平成18年4月1日指定 岩手県0373000199号
- (4) 事業所の所在地 岩手県下閉伊郡山田町山田第15地割82番地2
- (5) 電話番号 0193-82-3841
- (6) 事業所長（管理者）氏名 佐々木 千加子
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するようサービスの提供を行います。また、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- (8) 開設年月 平成18年4月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [訪問介護] 平成12年4月1日指定 岩手県0373000181号
- [訪問入浴介護] 平成12年4月1日指定 岩手県0373000199号
- [居宅介護支援事業] 平成12年4月1日指定 岩手県0373000058号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 山田町内・宮古市・大槌町・釜石市

(2) 営業日及び営業時間

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 営業日       | 月～土              |
| 受付時間      | 月～土 8時30分～17時15分 |
| サービス提供時間帯 | 月～土 8時30分～17時15分 |

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問入浴介護サービス及び指定訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種      | 正規常勤<br>(専従) | 正規常勤<br>(兼務) | 無期雇用<br>期間任用<br>(専従) | 無期雇用<br>期間任用<br>(兼務) | 指定基準 | 職務の内容                   |
|---------|--------------|--------------|----------------------|----------------------|------|-------------------------|
| 1 管理者   |              | 1名           |                      | 1名                   | 1名   | 従事者及び<br>業務管理<br>訪問介護兼務 |
| 2. 看護職員 |              | 2名           |                      |                      | 1名以上 | 訪問介護兼務                  |
| 3. 介護職員 |              | 4名           |                      | 6名                   | 2名以上 | 訪問介護兼務                  |
| 4. 登録職員 | 看護職員（2名）     |              |                      |                      |      |                         |
|         | 介護職員（2名）     |              |                      |                      |      | 訪問介護兼務                  |

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- |                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| ○入浴介護：入浴車による自宅入浴介助を行います。<br>○清拭・部分浴：体調が不適當と判断された場合、利用者の希望で行います。 |
|-----------------------------------------------------------------|

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問入浴介護計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問入浴介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

① 入浴介助

…移動入浴車で自宅にお伺いし、自宅で入浴をします。

② 清拭・部分浴

…訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を行います。

清拭…暖めたタオルにて体・陰部を拭きます。

部分浴…陰部洗浄・手浴・足浴を行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

☆ 利用料金は1回ごとの料金です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。（介護保険の利用者負担割合により、1～3割）【別紙1】

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問入浴介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### (3) 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

### (4) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．下記指定口座への振り込み

郵便振替

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：北日本銀行、岩手銀行、宮古信用金庫、郵便局

ウ．現金払い

### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問入浴介護員の交替（契約書第 6 条参照）

#### ①ご契約者から交替の申し出

選任された訪問入浴介護員の交替を希望する場合には、当該訪問入浴介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問入浴介護員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者から特定の訪問入浴介護員の指名はできません。

## ②事業所から訪問介護員の交替の申し出

事業者から訪問介護員の都合により、訪問入浴介護員を交替することがあります。

訪問入浴介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

## (3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

### ① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

### ② 介護予防訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

## (4) 訪問入浴介護員の禁止行為（契約書第13条参照）

訪問入浴介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 医療行為                              |
| ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受      |
| ③ ご契約者の家族等に対するサービスの提供               |
| ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙       |
| ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為            |

## 7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族への連絡を行う等、必要な措置を講じます。

|                |                              |  |
|----------------|------------------------------|--|
| 利用者の主治医        | 医療機関の名称<br>氏名<br>所在地<br>電話番号 |  |
| 緊急連絡先<br>(家族等) | 氏名 (利用者との続柄)<br>電話番号         |  |

## 8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び山田町へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

|                         |                                      |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 本事業所お客様相談窓口             | 電話番号 0193-82-3841 ファックス 0193-82-5670 |
| 対応時間 月曜日～金曜日            | 責任者 事務局長 高橋 富士雄                      |
| 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 | 担当者 事務局次長 黒澤 寛                       |
|                         | 面接場所 当事業所の相談室                        |

### （2）第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員〉

| 地区名   | 名前     | 備考           |
|-------|--------|--------------|
| 山田地区  | 竹内 幸司  | 元町職員、被災者支援業務 |
| 船越地区  | 佐々木 善朗 | 船越地区民生委員児童委員 |
| 船越地区  | 鈴木 貴雅  | 障害者施設代表      |
| 大沢地区  | 柏谷 千代子 | 元保育士         |
| 豊間根地区 | 堀合 清和  | 他法人介護支援専門員   |

### （3）行政機関その他苦情受付機関

|                                         |                                                                |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 山田町長寿福祉課                                | 所在地 山田町八幡町 3 番 20 号<br>電話番号 0193-82-3111 ファックス 0193-82-4989    |
| 宮古市保健福祉部介護保険課                           | 所在地 宮古市宮町一丁目 1 番 30 号<br>電話番号 0193-62-2111 ファックス 0193-62-7422  |
| 大槌町長寿課介護班                               | 所在地 大槌町上町 1 番 3 号<br>電話番号 0193-42-8161 ファックス 0193-42-3855      |
| 釜石市健康福祉部高齢介護福祉課                         | 所在地 釜石市只越町三丁目 9 番 13 号<br>電話番号 0193-22-2686 ファックス 0193-22-2686 |
| 対応時間 月曜日～金曜日<br>午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |                                                                |

|                                                                              |                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 岩手県国民健康保険団体連合会<br>対応時間 月曜日～金曜日<br>午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分                    | 所在地 岩手県盛岡市大沢川原三丁目 7 番 30 号<br>電話番号 019-604-6700 ファックス 019-604-6701 |
| 岩手県社会福祉協議会<br>(岩手県福祉サービス運営適正化委員会)<br>対応時間 月曜日～金曜日<br>午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 | 所在地 岩手県盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3<br>電話番号 019-637-8871 ファックス 019-637-9712   |

#### 1 0 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるように努めます。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
  - ② 虐待の防止のための指針の整備
  - ③ 虐待の防止のための従業員に対する研修
  - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所はサービスの提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

#### 1 1 身体拘束等の原則禁止

- (1) 事業所は、事業の提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束又はその他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わないものとし、やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとします。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
  - ② 身体拘束等の適正化のための措置の設置
  - ③ 身体拘束等の適正化のための従業員に対する研修

#### 1 2 衛生委員会に関する事項

事業所は、訪問入浴介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う措置を講じるものとします。

- ① 従業員が感染源となることを予防し又、感染の危険から守るため、感染を予防する備品を備えます。
- ② 感染の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会の設置
- ③ 感染の予防及び、まん延防止のための指針の整備
- ④ 感染の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練の実施

### 1 3 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

### 1 4 事業計画に関する事項

- (1) 事業所は、感染や非常災害の発生において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下BCPという。）を策定し必要な措置を講じるものとする。
- (2) BCPに関して従業員へ周知するとともに必要な研修及び訓練の実施。
- (3) BCPの定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

### 1 5 秘密保持と個人情報の保護に関する事項

- (1) 従業者であつた者に、業務以上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (2) 訪問介護員等はサービス担当者会議において、個人情報を提供するときは、あらかじめ文書により利用者又はその家族からの同意を得ることとする。

### 1 6 開示及び閲覧・書面開示

事業計画及び財務内容、運営規程の概要等の重要事項等は山田町社協ホームページ（<http://www.yamada-shakyo.or.jp/>）で閲覧できます。また、山田町社会福祉協議会情報公開規程に基づき開示申請できます。

令和 年 月 日

指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

山田町社協指定訪問入浴介護事業所

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

<代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

【別紙 1】

利用料金一覧表

| サービス内容              | 予防訪問入浴<br>(看護・介護職員<br>各 1 人) | 清拭・部分浴<br>(看護・介護職員<br>各 1 人) | 予防訪問入浴<br>(介護職員 2 人) | 清拭・部分浴<br>(介護職員 2 人) |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|
| 利用料金                | 8, 5 6 0 円                   | 7, 7 0 0 円                   | 8, 1 3 0 円           | 7, 3 2 0 円           |
| サービス利用にか<br>かる自己負担額 | 1 割<br>8 5 6 円               | 1 割<br>7 7 0 円               | 1 割<br>8 1 3 円       | 1 割<br>7 3 2 円       |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)      |                              | ひと月分の利用単価に 7. 9 %加算          |                      |                      |
| サービス提供体制強化加算 I      |                              | 1 回につき 4 4 円加算。              |                      |                      |
| 初回加算                |                              | 初回入浴時に 2 0 0 円加算。            |                      |                      |